

資料No.27-1

市単独事業実施に伴う国制度の減額措置と金額の一覧

企画経営部
財政課

市が単独で事業を実施していることにより国庫支出金等が減額措置を受けているものについて、令和2年度決算において該当ありません。

なお、国民健康保険事業に関する市単独事業の影響については、資料No.27-2 のとおりです。